

# きずな だより

No. 2

2015年4月

## 「高度人材認定での優遇措置」

エンジニアなど高度な技術を有する研修生の受入について、入国管理局よりの情報がありました。（詳細は事務局にお問い合わせ下さい）

**高度人材ポイント制による  
出入国管理上の優遇制度**

ポイント計算により、高度人材と認定されれば  
出入国管理上の優遇措置を受けることができます！

70点で  
優遇！

高度人材が行う3つの活動類型

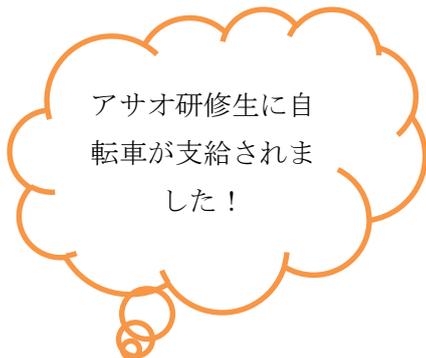
- 高度学術研究活動
- 高度専門・技術活動
- 高度経営・管理活動

優遇措置の内容

- 1 査察料等  
免除等の優遇
- 2 在留期間  
「5年」の決定
- 3 査察許可要件の緩和
- 4 入国・在留申請の  
優先処理
- 5 勤務先の創設
- 6 一部の案件の下での  
滞在特権
- 7 一部の案件の下での  
家族帯同人の特権

※このほか、査察許可可能な入国地の在留期間の延長（期間の半減等）等と併せて、出入国検閲及び駐在官の立会いを省略している（日本国移民法（平成25年6月4日閣議決定））。

法務省入国管理局



.....\*